

令和 8 年度

☐延長利用中止

(現在育成センターで延長利用しているが、利用を中止する場合)

☐延長利用取下げ

(延長利用の申請をしているが、利用を始める前に申請を取下げる場合)

届

年 月 日提出

西宮市立留守家庭児童育成センター  
指定管理者 様

フリガナ

保護者名

〒

住所

電話 ( )

—

次の児童について、下記のとおり届出します。

|            |    |                          |             |
|------------|----|--------------------------|-------------|
| フリガナ       |    | 生年月日                     | 年 月 日       |
| 児 童 名      |    | (西暦)                     |             |
| 学 年        | 年生 | 育 成<br>センター名             | (第 ) 育成センター |
| 登録コード      |    | ※登録コードは利用許可通知書に記載されています。 |             |
| 延長利用中止の場合  |    | 年 月末で利用中止                |             |
| 延長利用取下げの場合 |    | 年 月からの利用予定を取下げ           |             |

- 【注 1】 延長利用中止、延長利用取下げともに利用開始月の前月 20 日 (20 日が土日祝の場合、その直前の平日) までに申請書の提出が必要です。郵送の場合も**締切日必着**となりますのでご注意ください。
- 【注 2】 届出が受理されるまでは延長利用対象者とみなされ、利用実態の有無にかかわらず育成料(延長利用分)が徴収されますので、ご注意ください。
- 【注 3】 延長利用中止(取下げ)の受理通知書は発行いたしません。

【申請書の提出・問い合わせ先】  
裏面参照

受 付 印

|      |    |   |     |    |
|------|----|---|-----|----|
| センター | 入力 | 市 | 申 請 | 担当 |
|      |    |   | 〒 窓 |    |

各申請書の提出先・問い合わせ先

| 育成センター                         | 指定管理者                                                                                           | 受付時間 (※1)                                                                    |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 瓦木、津門<br>(※2)                  | ライクキッズ<br>津門留守家庭児童育成センター<br>〒663-8245 西宮市津門呉羽町 5-13<br>瓦木留守家庭児童育成センター<br>〒663-8106 西宮市大屋町 10-20 | 平日 10:30～19:00<br>津門育成センター<br>電話 0798-34-2044<br>瓦木育成センター<br>電話 0798-65-5443 |
| 平木<br>(※2)                     | 日本デイケアセンター<br>大阪営業所 育成センター事務局<br>〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル 3 階                             | 平日 10:00～18:00<br>電話 06-6147-5001                                            |
| 鳴尾                             | 三光事業団 鳴尾育成センター事務局<br>〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30                                                   | 平日 9:00～17:00<br>電話 0798-41-4421                                             |
| 苦楽園、深津<br>(※2)                 | シダックス大新東ヒューマンサービス西宮事務局<br>〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル 3 階                                  | 平日 10:00～19:00<br>電話 0798-44-3536                                            |
| 香櫨園、浜脇、用海<br>(※2)              | 西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ)<br>〒662-0977 西宮市神楽町 5-23                                               | 平日 9:00～17:00<br>電話 0798-35-5987                                             |
| 高木、高木北、高須西<br>、樋ノ口 (※2)        | セリオ 西宮事務局<br>〒662-0034 西宮市西田町 1-22 NDビルハイツ 206 号室                                               | 平日 10:00～19:00<br>電話 0798-78-3908                                            |
| 上甲子園、夙川、大社<br>、北六甲台、小松<br>(※2) | 労協センター事業団 西宮事業所<br>〒663-8113 西宮市甲子園口 4 丁目 16-3                                                  | 平日 10:00～17:00<br>電話 0798-67-5170                                            |
| 甲子園浜、鳴尾東<br>(※2)               | 明日葉 西宮事務所<br>〒663-8184 西宮市鳴尾町 5 丁目 7-21 ナルオポスト 304 号室                                           | 平日 10:00～17:00<br>電話 0798-78-7630                                            |
| 上記以外 (★)                       | 西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課<br>〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター<br>1 階                                | 平日 9:00～17:00<br>電話 0798-36-7127                                             |

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦林、神原、北夙川、甲東、甲陽園、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、広田、南甲子園、安井、山口

(※1) 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は受付を行いません。

(※2) 各育成センターでも申請書等の受付が可能です(三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く)。  
申請書等を各育成センターにお持ちされる場合は、事前に指定管理者への連絡をお願いします。